

兵庫県公報

令和7年7月22日 火曜日 第636号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区役員の住所変更の届出（同）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 土地改良事業計画の変更の認可（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定予定（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 保安林の指定及び指定の解除予定（同）	16
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の一部解除（環境整備課）	16
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	17

公 告

○ 寄附者の顕彰（秘書課）	17
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	17
○ 入札公告（神戸県民センター）	18

病院局公告

○ 入札公告	20
--------	----

告 示

兵庫県告示第643号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1	名 称	市立芦屋病院
	所 在 地	芦屋市朝日ヶ丘町39番 1 号
	認 定 年 月 日	令和 7 年 6 月 8 日
	認定の有効期限	令和10年 6 月 7 日

兵庫県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

加古川市北部土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	杉 田 章	加古川市上荘町国包1060番地の2
監 事	野 口 まゆみ	同 市上荘町井ノ口582番地

兵庫県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

真南条土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 本 智 行	丹波篠山市真南条下531番地 1
監 事	小 林 完 也	同 市真南条上734番地

兵庫県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

山下土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	永 谷 悟	姫路市林田町山田313番地
同	長 政 三 郎	同 市林田町山田96番地
同	堂 安 卓 男	同 市林田町山田769番地
同	水 谷 哲 夫	同 市林田町山田294番地
同	嶋 場 昭 三	同 市林田町山田778番地
同	長 政 五 郎	同 市林田町山田111番地
同	檀 昭 三	同 市林田町山田56番地
同	中 島 修 蔵	同 市林田町中山下93番地
同	橋 本 茂	同 市林田町中山下163番地

同	金 尾 利 幸	同	市林田町中山下21番地 1
監 事	小 野 健	同	市林田町山田126番地
同	段 肇	同	市林田町山田288番地
同	橋 本 里 美	同	市林田町中山下165番地
同	堂 安 信 義	同	市林田町山田822番地
同	段 恵 三	同	市林田町山田387番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	永 谷 和 弘	姫路市林田町山田317番地
同	堂 安 卓 男	同 市林田町山田769番地
同	金 尾 利 幸	同 市林田町中山下21番地 1
同	加 納 一 郎	同 市林田町中山下63番地
同	中 島 修 蔵	同 市林田町中山下93番地
監 事	堂 安 信 義	同 市林田町山田822番地
同	段 恵 三	同 市林田町山田387番地



兵庫県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

高柳土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 敏 朗	養父市八鹿町八木2786番地
同	川 見 信 之	同 市八鹿町八木2017番地
同	太 田 豊	同 市八鹿町八木1226番地
同	安 田 正 博	同 市八鹿町八木1294番地
同	内 田 卓 雄	同 市八鹿町八木648番地
同	大 垣 保 夫	同 市八鹿町高柳1239番地
同	水 田 孝 司	同 市八鹿町高柳885番地
同	藤 原 文 雄	同 市八鹿町高柳675番地
同	勝 地 貞 一	同 市八鹿町高柳623番地
同	福 田 美 儀	同 市八鹿町高柳2306番地
同	長 島 友 之	同 市八鹿町高柳254番地 2
同	内 田 卓 己	同 市八鹿町八木770番地
同	藤 原 詮	同 市八鹿町高柳1280番地
同	福 田 和 美	同 市八鹿町高柳1053番地 1
監 事	中 島 庸之助	同 市八鹿町八木2005番地
同	福 井 悦 雄	同 市八鹿町高柳687番地
同	水 田 美 夫	同 市八鹿町高柳794番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 敏 朗	養父市八鹿町八木2786番地
同	川 見 信 之	同 市八鹿町八木2017番地
同	太 田 豊	同 市八鹿町八木1226番地
同	安 田 正 博	同 市八鹿町八木1294番地
同	秋 山 博	同 市八鹿町八木625番地
同	内 田 卓 雄	同 市八鹿町八木648番地

同	内 田 重 雄	同	市八鹿町高柳1291番地
同	大 垣 保 夫	同	市八鹿町高柳1239番地
同	水 田 孝 司	同	市八鹿町高柳885番地
同	藤 原 文 雄	同	市八鹿町高柳675番地
同	青 木 幸	同	市八鹿町高柳2038番地 3
同	勝 地 貞 一	同	市八鹿町高柳623番地
同	福 田 美 儀	同	市八鹿町高柳2306番地
同	長 島 友 之	同	市八鹿町高柳254番地 2
監 事	中 島 庸之助	同	市八鹿町八木2005番地
同	水 田 美 夫	同	市八鹿町高柳794番地
同	藤 林 敏 彦	同	市八鹿町高柳638番地 1

兵庫県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

夜久野高原土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	足立勝彦	朝来市和田山町白井750番地
同	吉井正喜	同 市和田山町白井766番地
同	吉井良	同 市和田山町白井736番地 1
同	夜久哲夫	同 市和田山町宮285番地
同	衣川光男	同 市和田山町宮281番地
同	足立高生	同 市和田山町宮264番地
同	清田正巳	同 市和田山町久田和477番地 3
同	畠山義紀	同 市和田山町久田和622番地
同	中田心一	同 市和田山町久田和536番地
同	藤本健伸	同 市山東町野間168番地
同	山下正幸	同 市山東町塩田383番地
同	城本晃	同 市山東町野間534番地
同	後道男	同 市山東町金浦214番地 1
同	小田垣貢	同 市山東町末歳161番地 1
同	田路義明	同 市山東町栗鹿437番地 9
監事	安達正樹	同 市和田山町宮164番地
同	岩村彰三	同 市山東町野間32番地 1

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	足立勝彦	朝来市和田山町白井750番地
同	吉井正喜	同 市和田山町白井766番地
同	吉井良	同 市和田山町白井736番地 1
同	夜久哲夫	同 市和田山町宮285番地
同	衣川光男	同 市和田山町宮281番地
同	足立高生	同 市和田山町宮264番地
同	清田正巳	同 市和田山町久田和477番地 3
同	畠山義紀	同 市和田山町久田和622番地
同	中田心一	同 市和田山町久田和536番地
同	藤本健伸	同 市山東町野間168番地

同	田 中 快 武	同	市山東町大内114番地
同	城 本 利 明	同	市山東町野間672番地
同	福 本 辰 志	同	市山東町金浦590番地 1
同	小田垣 貢	同	市山東町末歳161番地 1
同	田 路 義 明	同	市山東町粟鹿437番地 9
監 事	吉 井 正 光	同	市和田山町白井743番地
同	安 達 正 樹	同	市和田山町宮164番地
同	岩 村 彰 三	同	市山東町野間32番地 1

兵庫県告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

梶土地改良区

役員の区分	氏名	旧住所	新住所
理事	中西 力	丹波市山南町小畑112番地1	丹波市山南町和田552番地2 メゾン・ソレイユB202号

兵庫県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県東播土地改良区	令和7年4月30日

兵庫県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
山下土地改良区	令和7年7月4日

兵庫県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
香寺町土地改良区	令和7年4月30日

~~~~~

### 兵庫県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
|-----------|-----------|
| 須加院東土地改良区 | 令和7年4月30日 |

~~~~~

兵庫県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
蓼川土地改良区	令和7年5月1日

~~~~~

### 兵庫県告示第655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 事業名                       | 地区名  | 認可年月日     |
|----------|---------------------------|------|-----------|
| 市原土地改良区  | 県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業 | 市原地区 | 令和7年4月17日 |

~~~~~

兵庫県告示第656号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町金原字金山405、406
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区味取字久津1010

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区大糠字カナツノ473から479まで、481から487まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町千谷字北谷1093の6

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市千種町岩野辺字荒尾521の51
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は、択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市千種町岩野辺字室谷714の10、714の13、714の17、714の24
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字室谷714の10・714の17・714の24（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市千種町岩野辺字平岩372の4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字平岩372の4（次の図に示す部分に限る。）  
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市千種町岩野辺字越峠2527の1、2527の12
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字越峠2527の1（次の図に示す部分に限る。）  
(ロ) その他の森林については、主伐は、択伐による。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大栗市千種町岩野辺字山根1250の15から1250の17まで、1250の30、1250の47、1250の48、字小河1386の

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 兵庫県告示第658号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町御又字猪ノ谷350、355の1

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第659号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町芦谷字大津辺390

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第660号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区中野字アシタニ539、540

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第661号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区余部字一ノ谷2819、2820

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 兵庫県告示第662号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町村岡区味取字赤谷662、671、672
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第663号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市竹野町須谷字大谷1242の1、1247、1248の1、字長法寺1271の1、字出持1416の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 兵庫県告示第664号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市竹野町濱須井字大須井23の1から23の3まで、23の5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第665号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区相谷字シキノ尾1の4、1の9

## 2 指定の目的

十砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第666号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区安木字スクモ谷1139の1、字蔵谷1219の1

## 2 指定の目的

十砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第667号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 7 月 22 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町村岡区入江字小谷1242、1254の 1、1255から1257まで、1261、字クルマ原1269
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小谷1242・1254の 1・1255から1257まで・1261・字クルマ原1269（以上 7 筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第668号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 7 月 22 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区入江字長サコ748、750から754まで、字新宮774、775、776の 1、777、778
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長サコ748・750（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、字新宮774、775、776の 1、777、778
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第669号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 7 月 22 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町村岡区長板字女郎林442、449、455、459、460
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 兵庫県告示第670号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町小代区廣井字下山508の3、508の4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第671号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区上計字東大谷103の1から103の4まで、字西大谷471の1から471の47まで、471の49から471の59まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所

及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第672号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町小代区廣井字ハジキ555の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第673号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区安木字大須井1697の41、1701の1
- 2 指定の目的  
魚つき
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第674号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区沖浦字大ベライ107の1
- 2 指定の目的  
魚つき

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第675号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項及び第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする予定である。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 解除

(1) 解除予定保安林の所在場所

美方郡新温泉町丹土字深山谷1298の5、1298の9、1298の6（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

## 指定理由の消滅

## 2 指定

(1) 保安林予定森林の所在場所

1 の (1) に同じ

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第676号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和7年7月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

|   | 指定を解除する区域                                                | 埋立地の区分                                                                                    |
|---|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 平成18年5月30日付け兵庫県告示第616号により指定した区域（豊岡市大磯町175-32及び175-43）の一部 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号 |

兵庫県告示第677号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名  | 小 字 名 | 地 番                                                                                                     |
|-----|-----|-----|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 塩 谷 | 佐用郡 | 佐用町 | 口 長 谷 | 飯 ノ 山 | 579番1の一部、579番2の一部、579番6の一部、579番7、579番8の一部、579番9、579番11の一部、579番12、579番14の一部、579番16                       |
|     |     |     |       | 塩谷前田  | 589番、590番、591番1、596番1、597番2、598番、599番の一部、601番1、601番2の一部、602番2、604番2、597番2から599番に至る地先の道路敷の一部、602番2地先の道路敷 |
|     |     |     |       | 春日ノ尾  | 681番の一部、682番1から682番3までの各一部、682番4、682番5、682番7、682番10の一部                                                  |

公 告

## 寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 氏名及び住所

井 谷 憲 次

芦屋市

## 2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年7月22日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ケーズデンキ日生中央店  
所在地 川辺郡猪名川町松尾台一丁目1-9ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社サンプラス 堺市堺区甲斐町西一丁目1番31号 松 永 泰 正
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市城南美並二丁目7番5号 杉 本 正 彦
  - (2) 変更後  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市城南美並二丁目7番5号 細 川 裕一郎
- 4 変更年月日  
令和7年6月19日
- 5 届出年月日  
令和7年7月9日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和7年7月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和7年11月25日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年7月22日

契約担当者

兵庫県神戸県民センター長 内 藤 良 介

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
広幅デジタル複合機の賃貸借（リース）1台
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 賃貸借期間
令和7年9月1日から令和12年8月31日（60箇月）
 - (4) 納入場所
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所が指示する場所
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110

分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込の期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 告示の日から過去5年間にOA機器・サプライ・複写機のいずれかの分野における実績があること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所工事業務課 担当：藤本
電話 078-737-2104
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和7年7月22日（火）から同月29日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和7年8月4日（月）午前10時 県西神戸庁舎4階会議室
- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に持参。メール、郵送にて入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年8月1日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年7月22日（火）から同月29日（火）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 上記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(f) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法 持参又は郵送・FAXにより提出すること。

オ 確認の結果 令和7年7月31日（木）午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品について入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除令和7年1月28日火曜日兵庫県公報第586号16についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札者に求められる義務

ア この入札に参加を希望する者は、申込書を令和7年7月29日(火)午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名、入札内容が分明であること。

カ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

キ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

ク この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算が執行可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

前記1(1)の委託業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札(事後審査型)に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月22日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名

(国) 2号 交差点改良工事 (以下「本工事」という。)

(2) 工事場所

西宮市津門大塚町外

(3) 工事概要

工種 一般土木工事

施工延長 L=268.5メートル

規模 歩車道境界工30メートル 中央分離帯工200メートル 防護柵工 (Gb-Bm-2E) 240メートル

横断防止柵工 (Gp-Bp-2E) 10メートル 横断防止柵工18メートル 反射板2基

車道舗装工421平方メートル 歩道舗装工18平方メートル

視覚障害者誘導用ブロック6平方メートル 路面標示1,056メートル

構造物とりこわし工149立方メートル

車道舗装版撤去工515平方メートル 歩道舗装版撤去工25平方メートル

防護柵撤去工 (Gb-Bm-2E) 86メートル 仮設防護柵撤去工 (Gr-C-2B置き基礎) 116メートル

路面標示消去508メートル

(4) 工期

令和8年3月25日限り

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札 (事後審査型) (価格競争)

(8) 契約締結予定日

令和7年8月下旬

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中2回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則 (昭和39年兵庫県規則第31号) 第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。) に該当しないこと。

イ 建設業法 (昭和24年法律第100号。以下「法」という。) の規定による土木工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が一般土木工事であること。

エ 法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県阪神南県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の一般土木工事においてA等級またはB等級に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社キンキ開発設計

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ロ) 代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の一般土木工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、一般土木工事における資格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

コ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額未満である場合は、この限りではない。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工場現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者として届け出ることができる。

(3) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本工事現場に常駐で配置すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

ウ 工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人として届け出ることができる。

(4) 入札保証金 不要

(5) その他

入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

4 建設工事請負契約書等の閲覧

(1) 閲覧期間

令和7年7月22日（火）から同年8月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局企画課病院整備班
電 話（078）341-7711（代表）内線76019
FAX（078）351-2883

5 設計図書の交付及び提出資料の様式等の交付

(1) 交付期間

令和7年7月22日（火）から同年8月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所

兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/nishinomiya_road_improvement.html）

6 入札参加申込書の受付

(1) 提出期間

令和7年7月22日（火）から同年8月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式3号の5）

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。いずれも提出期限日当日の午後5時までに必着のこと。

(6) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 質問書（様式任意）の受付

(1) 提出期間

令和7年7月22日（火）から同年8月6日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参、郵送又はファックスにより書面（様式は任意）を提出すること。いずれも提出期限日当日の午後5時までに必着のこと。

8 回答書の閲覧

(1) 閲覧期間

令和7年8月12日（火）から同月15日（金）まで

(2) 閲覧場所

前記5(2)に同じ。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年8月18日（月）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁西館1階大入札室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記11において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記11(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(5) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(6) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

10 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 現場代理人の資格

入札参加資格があることを判断できる現場代理人を様式6号の3に記載すること。

なお、記載件数は現場代理人3名以内とし、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式第6号3の提出は不要とする。

(9) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受注者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

12 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

13 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

14 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。